

第4章



重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

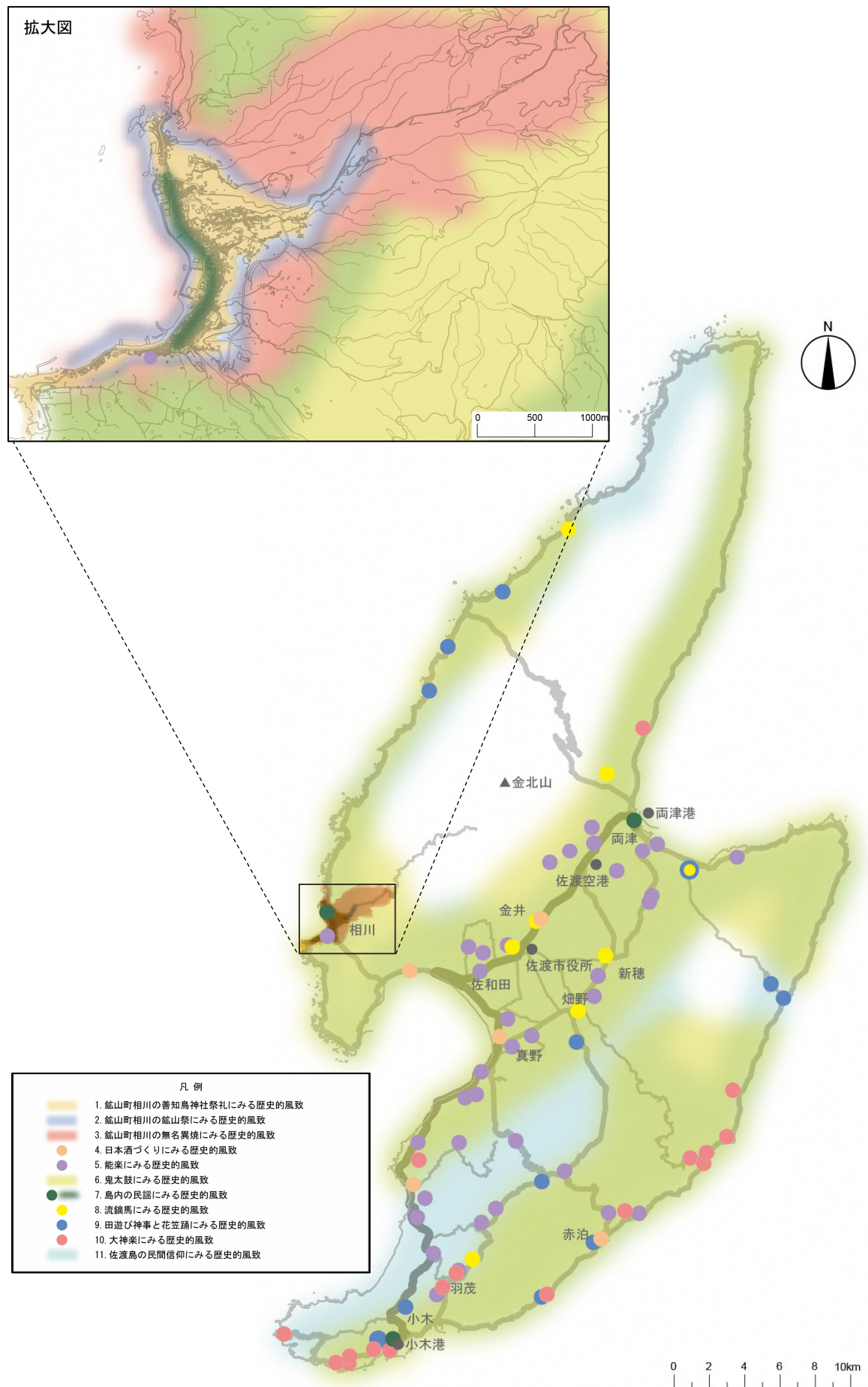
(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致は、相川地区の相川金銀山や小木地区の北前船交易等に代表される繁栄の歴史のなかで形成されてきたものであり、金銀山に関連する遺跡や社寺等の建造物、民俗芸能や年中行事、伝統産業など、多種多様な歴史文化資源が相川地区や小木地区など島内全域にわたり分布している。これらは、全国各地からもたらされた風俗慣習や信仰などが島内の変化に富んだ自然環境のなかで育まれ、佐渡独自の文化や生業として継承され、人々の暮らしの様々な部分に浸透しているものである。

金銀生産によって江戸時代の佐渡における経済と文化の中心であった鉱山町相川では、金銀山の歴史に関連する善知鳥神社祭礼や鉱山祭、無名異焼といった祭礼行事や伝統工芸に関連する歴史的風致が形成されている。また、江戸時代の鉱山開発の歴史のなかで、神事能として相川の神社へ奉納され、その後島内に定着した能楽、金銀山の鉱夫の所作が関係しているといわれ現在は島内各地の祭りで演じられる鬼太鼓、古くは相川地区でも行われていた流鏝馬など、相川にゆかりのある歴史的風致も多い。さらに、五穀豊穡を祈願する田遊び神事と花笠踊には、金銀山開発に起因する人口増加による水田の拡大や稲作の奨励も影響を与えたものと思われる。また、鉱山労働者の移住による人口の増加と経済活動は、日本酒づくりなどの新しい産業をも生み出した。このほかにも、金銀の積出港として栄えた小木地区など島の南部で伝承されている大神楽や、港町小木の座敷芸から鉱山の作業唄に転化し、全国に広まった佐渡おけさ等、多種多様な歴史的風致が島内全域において形成されている。

佐渡市の歴史的風致

	歴史的風致	地区
1	鉱山町相川の善知鳥神社祭礼にみる歴史的風致	相川地区
2	鉱山町相川の鉱山祭にみる歴史的風致	相川地区
3	鉱山町相川の無名異焼にみる歴史的風致	相川地区
4	日本酒づくりにみる歴史的風致	島内全域
5	能楽にみる歴史的風致	島内全域
6	鬼太鼓にみる歴史的風致	島内全域
7	島内の民謡にみる歴史的風致	島内全域
8	流鏝馬にみる歴史的風致	島内全域
9	田遊び神事と花笠踊にみる歴史的風致	島内全域
10	大神楽にみる歴史的風致	島内全域
11	佐渡島の民間信仰にみる歴史的風致	島内全域



歴史的風致の分布

（２）重点区域設定の考え方

重点区域は、本市の維持及び向上すべき歴史的風致の範囲のなかで、施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。

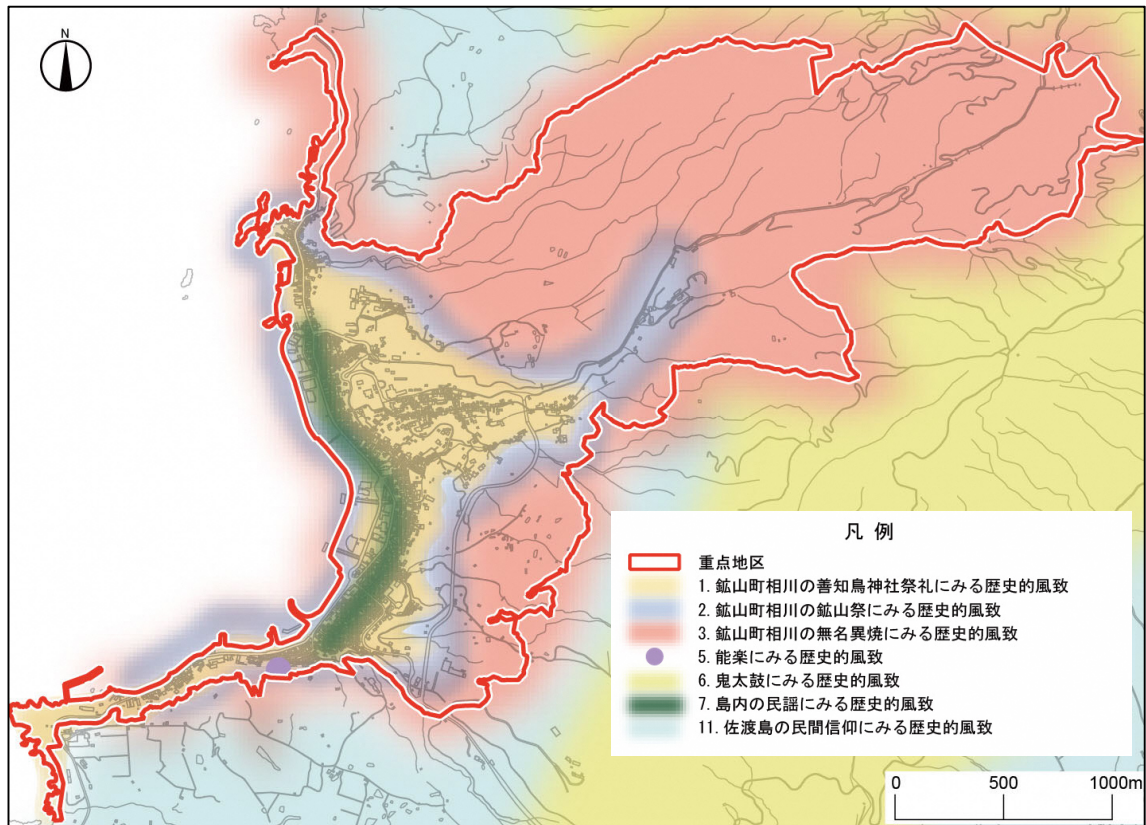
本計画においては、基本方針に基づく施策を重点的かつ一体的に展開することで、市全域への波及効果が得られるとともに、関連施策とも連携し、より高い効果が得られる区域を重点区域として設定する。

なお、将来的に重点区域の設定要件が整い、歴史的風致の維持及び向上のための施策が必要であると認められる区域に対しては、状況に応じて追加設定等の見直しを行うものとする。

重点区域の位置は、本市の代表的な歴史文化資源の一つである佐渡金銀山関連の遺跡や建造物など数多くの文化財が集積し、工芸技術、祭礼行事や民俗芸能などの歴史的風致が伝承され、鉱山町の文化が色濃く残る相川地区に設定する。

なお、この区域においては無名異焼^{む みょう い}や鉱山祭^{まつり}のおけさ流し、善知鳥神社祭礼の際の神輿渡御^{とぎょ}、太鼓などのルートといった３つの歴史的風致が重層的に形成されているほか、島内各地に伝えられる能楽や信仰、民謡、鬼太鼓といった多様な歴史的風致が形成されている地区でもある。

また、当地区には、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、「旧佐渡鉱山採鉱施設（重要文化財）」、「松榮家住宅（重要文化財）」、「佐渡金銀山遺跡（史跡）」が所在するほか、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として重要文化的景観にも選定されており、これらの構成要素である文化財建造物も数多く残るなど、良好な歴史的景観を形成している。



重点区域の位置

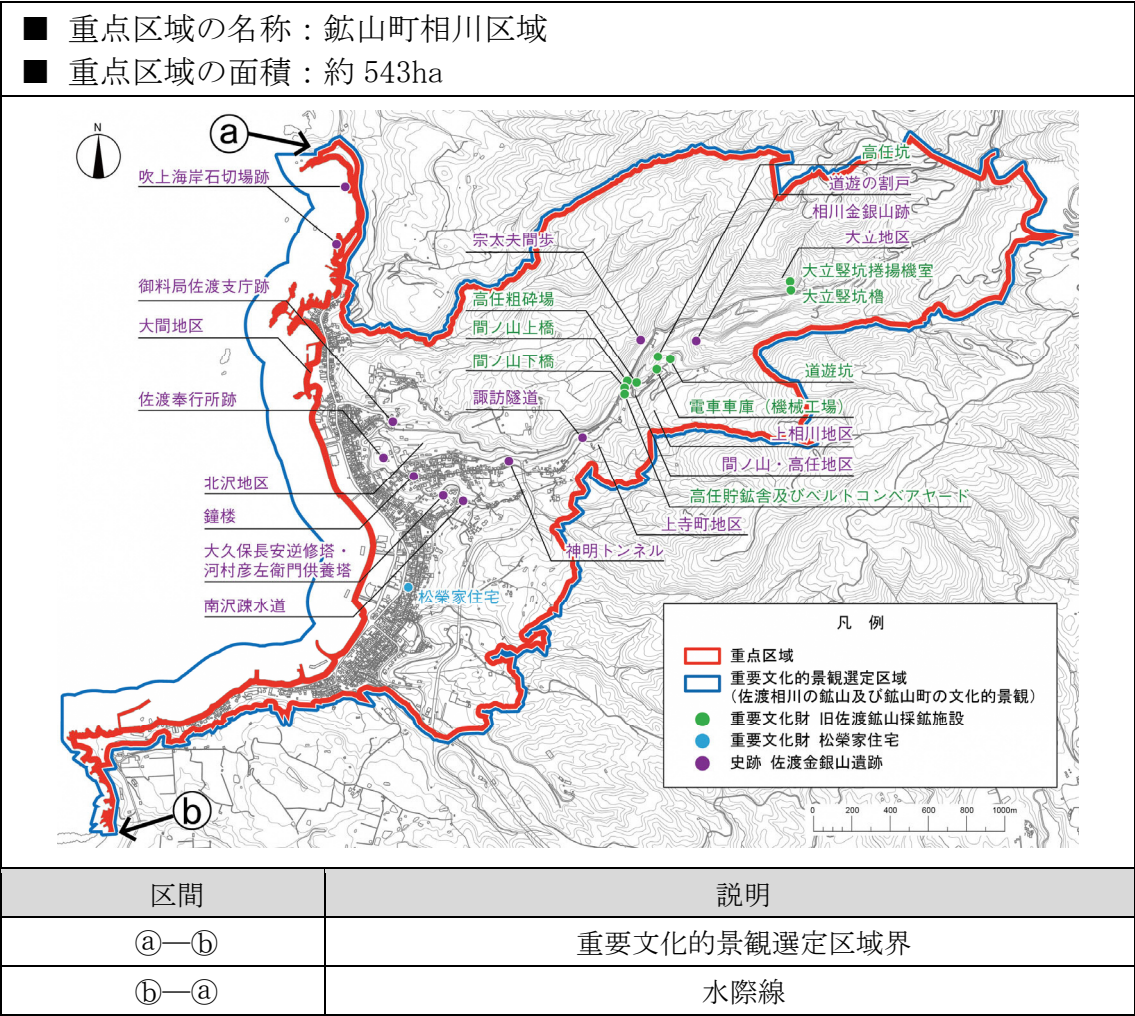
(3) 重点区域の範囲・名称・面積

重点区域の具体的な範囲は、前述の歴史的風致の範囲内とし、多数の文化財建造物を包含する区域として、重要文化的景観の範囲を基本とし設定する。

この重点区域に定めた相川地区は、近世初頭に金銀鉱脈が発見されて以後、金銀山を旗印とし、それに引き寄せられるかたちで各地から多くの人が集まることで形成されてきた鉱山町である。しかし、すべての人びとが鉱山での作業に関わっていたわけではなく、商業や観光業、農漁業等も含めた多様な生業によってまちが成り立ち、互いに支え合うことで鉱山町の独特なたたずまいが継承されてきた。数多くの労働者を抱えた鉱山とその周辺部に人がひしめき合い、それぞれの生業を通じて鉱山を支えた。とくに、^{きょうあい}狭隘な空間に形成された特徴ある土地利用やまち並みは、鉱山が休山となった現在でも継承されている。

現在に至るまで、約 400 年にわたって、鉱山と人との関わりのなかで育まれてきた歴史や文化が相川地区の文化的景観を構成し、それらが相川地区の歴史的風致を形成する基盤にもなっていることから、重要文化的景観の範囲を基本として重点区域を設定する。

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。



重点区域の境界と歴史的風致に関わる建造物の分布

2. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域は、本市の維持及び向上すべき歴史的風致を特に代表する佐渡金銀山に関連する区域であり、佐渡金銀山由来の遺跡や歴史的建造物等が良好に残されている区域である。

当該区域を対象に、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地環境の保全・整備、民俗芸能や年中行事等の保存・伝承にも大きく貢献する。さらに、これらの取り組みにより、重点区域における歴史的風致の特色と価値が顕在化し、地域の魅力向上が図られるとともに、交流人口の拡大による活性化や、生活空間の質の向上が期待される。

重点区域での取り組みは、重点区域のみならず、その他の歴史的風致の維持及び向上にも効果が波及し、歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や活動等の継承・活性化につながり、豊かな自然、薫り高い文化、活気あふれる新しい島づくり、歴史と伝統が暮らしのなかに息づくまちづくりの推進が図られるものである。

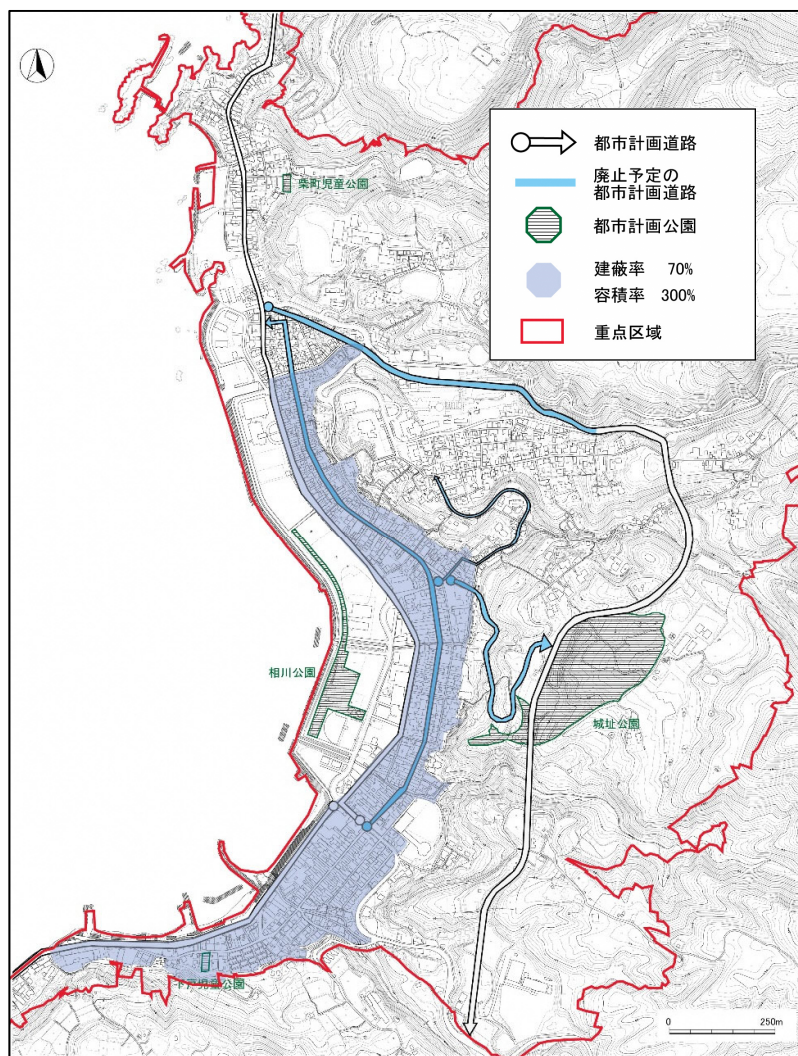
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

本市では、平成 16（2004）年 3 月の市町村合併前から、両津都市計画区域、相川都市計画区域、真野都市計画区域、佐和田都市計画区域の 4 つの都市計画区域（いずれも非線引き）を指定していたが、平成 29（2017）年に 1 つの都市計画区域である佐渡都市計画区域に統合し、総合的に整備、開発及び保全を図るものとしている。

重点区域の範囲である相川地区では、重点区域の全域が、4,401ha の都市計画区域に包含される。なお、用途地域は指定されておらず、下町では建蔽率 70%、容積率 300%に定められているほか、上町及び下町の住宅が密集している地域は建築基準法第 22 条区域や、一部では準防火地域に設定されている。

本市では、地域の実情に応じた適切な土地利用誘導を図っているところであり、今後も引き続きこれらの都市計画に基づきながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。



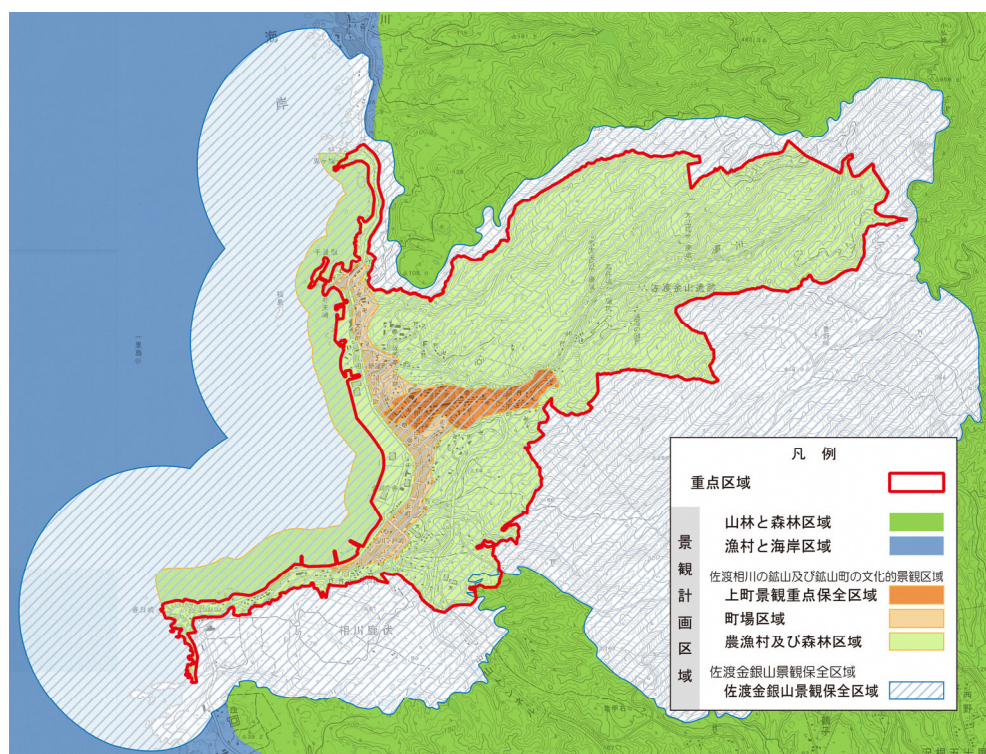
都市計画法に基づく規制等の状況

(2) 景観法との連携

本市では、佐渡の魅力をより高め、市民が誇りをもてる景観づくりを目指し、自然や歴史・文化など様々な地域資源を守り、育て、伝えていくことを目的として、平成22(2010)年1月に景観法に基づく「佐渡市景観計画」を策定し、良好な景観の形成に取り組んでいるところである。

「佐渡市景観計画」では、市全域を景観計画区域にするとともに、景観特性等に応じて「一般市街地区域」、「歴史的市街地区域」、「商業・賑わい区域」、「山村と森林区域」、「農村と平野区域」、「漁村と海岸区域」の6つの区域に区分し、それぞれの地域に合わせた景観づくりの方針や景観形成基準を設定している。さらに、景観的に特に重要で、地域に則した具体的な基準が必要と思われる区域を「特別区域」として、平成28(2016)年8月現在、「宿根木の歴史的景観区域」、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域」、「佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観区域」、「佐渡金銀山景観保全区域」に指定しており、さらに「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域」は「笹川集落区域」、「笹川集落周辺区域」、「山林・農地・海岸区域」の3つの小区域に、「佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観区域」は「上町景観重点保全区域」、「町場区域」、「農漁村及び森林区域」の3つの小区域に区分している。

重点区域の範囲である相川地区は、特別区域である「佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観区域」及び「佐渡金銀山景観保全区域」に含まれており、地域の歴史的景観を保全するための取り組みが進められている。今後も引き続きこれらの施策を継続しながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。



景観計画区域図

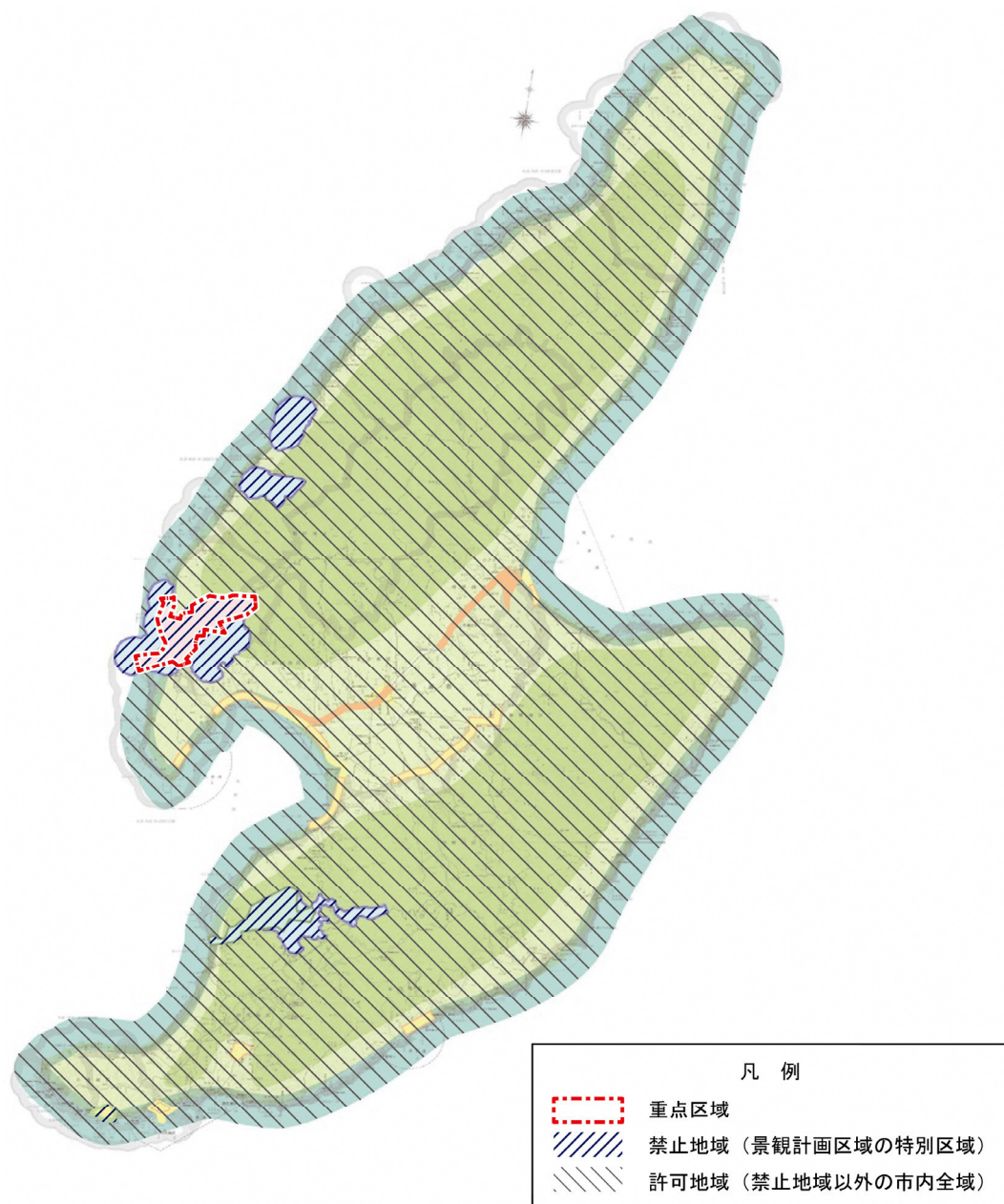
特別区域の届出対象行為

行為の種類	規 模 等	
	・宿根木の歴史的景観区域 ・佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域 ・佐渡金銀山景観保全区域	・佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域
①建築物		
新築、増築、改築又は移転	・用途に関わらず、延床面積 10㎡以上の全てのもの	・用途に関わらず、延床面積 10㎡以上の全てのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの	
②工作物		
工作物 A：煙突、柱類（電柱を除く）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが 10m以上のもの	・高さが 5m以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの	
工作物 B：擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが 1.5m以上かつ長さが 10m以上のもの	・高さが 1.5m以上かつ長さが 10m以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの	
工作物 C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが 15m以上のもの	・高さが 10m以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの ・設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの	
工作物 D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・宿根木特別区域 →高さが 15m以上のもの ・佐渡西三川の砂金山由来農山村景観区域 ・佐渡金銀山景観保全区域 →高さが 12m以上のもの	・高さが 5m以上のもの又は築造面積が 10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの	
③その他の行為		
屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	・高さが 3m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 300㎡以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの	・高さが 1.5m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 100㎡以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの
都市計画法第 4 条 12 項で定める開発行為	・面積が 1,000㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20m以上のもの	・面積が 500㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20m以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		
水面の埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓
道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	・皆伐される土地の面積が 1,000㎡以上のもの	・皆伐される土地の面積が 300㎡以上のもの
自動販売機	・国道および県道に面して設置・更新されるもの	・国道・県道及び市道に面して設置・更新されるもの

（３）屋外広告物法との連携

本市では、前述の「佐渡市景観計画」に基づいて「佐渡市屋外広告物条例」を制定し、平成28（2016）年4月1日より施行し、屋外広告物の規制誘導を行っている。同条例では、屋外広告物の禁止物件、禁止地域、許可地域等を指定し、広告物の設置位置、設置数、表示面積、高さ等についての基準を定めている。

屋外広告物の規制地域は、「佐渡市景観計画」の景観計画区域に合わせて定められており、特別区域は禁止地域に指定されている。このため、重点区域の範囲である相川地区は、禁止地域に指定されており、今後も引き続きこれらの施策を継続しながら、良好な景観の形成を図っていくこととする。

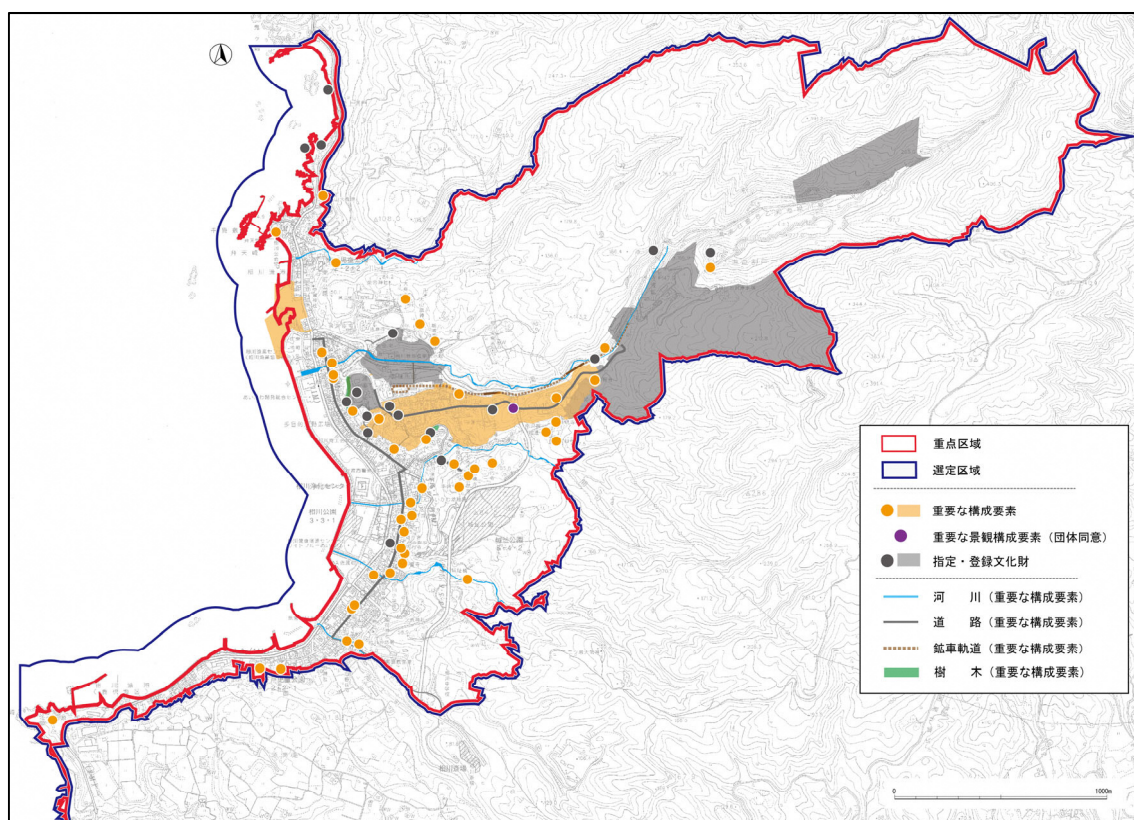


屋外広告物の規制地域

（４）佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観との連携

本市では、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」と「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」の２地区が文化財保護法による重要文化的景観に選定されている。

重点区域の範囲である相川地区は、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の選定範囲として、「佐渡市景観計画」と連携した取り組みが行われていることから、今後も引き続きこれらの施策を継続していくこととする。

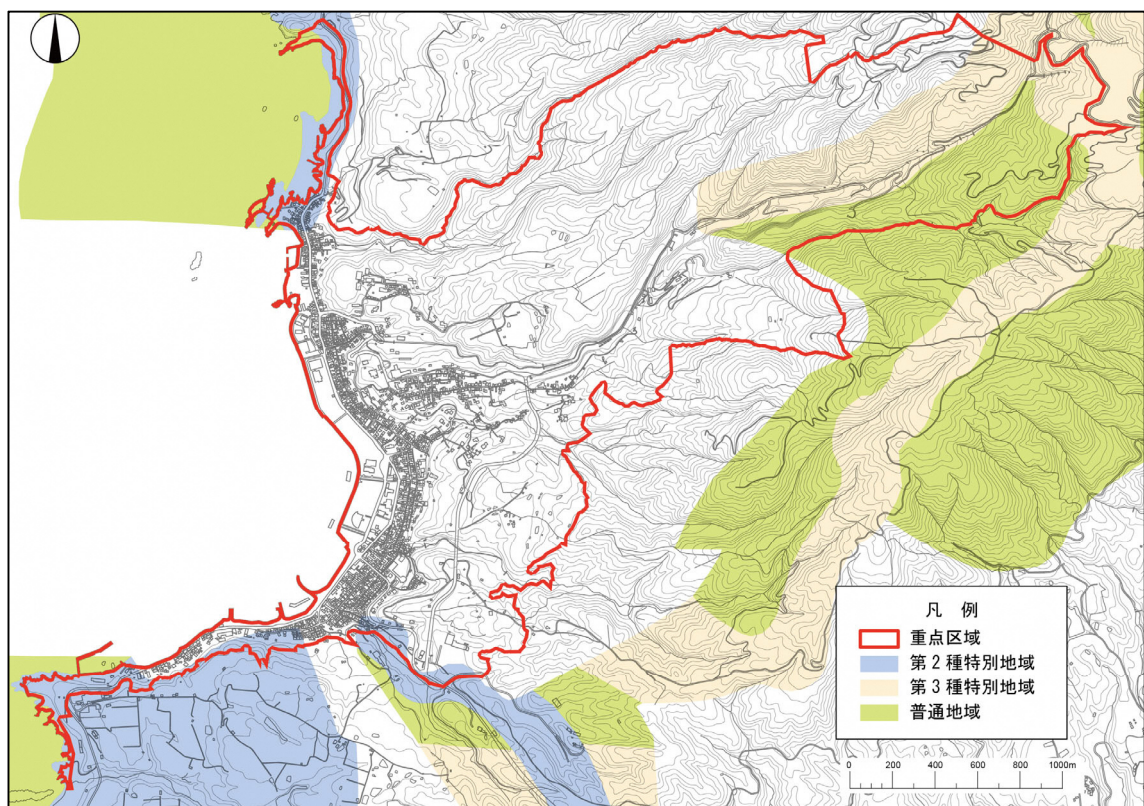


重要文化的景観の選定範囲と重要な構成要素

（５）自然公園法との連携

本市は、環境大臣が指定する「佐渡弥彦米山国定公園」と、新潟県知事が指定する「小佐渡県立自然公園」の２つの自然公園が指定されている。自然公園は、優れた自然風景地を保護するとともに利用増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与している。

重点区域の範囲である相川地区は、「佐渡弥彦米山国定公園」に含まれており、景観の優秀性や自然状態を保持する必要性の度合等に応じて区分される特別地域（第２種、第３種）や普通地域に指定されていることから、今後も引き続き、連携した施策を進めていくこととする。



自然公園法による規制等の状況

佐渡弥彦米山国定公園の地域区分と行為の規制

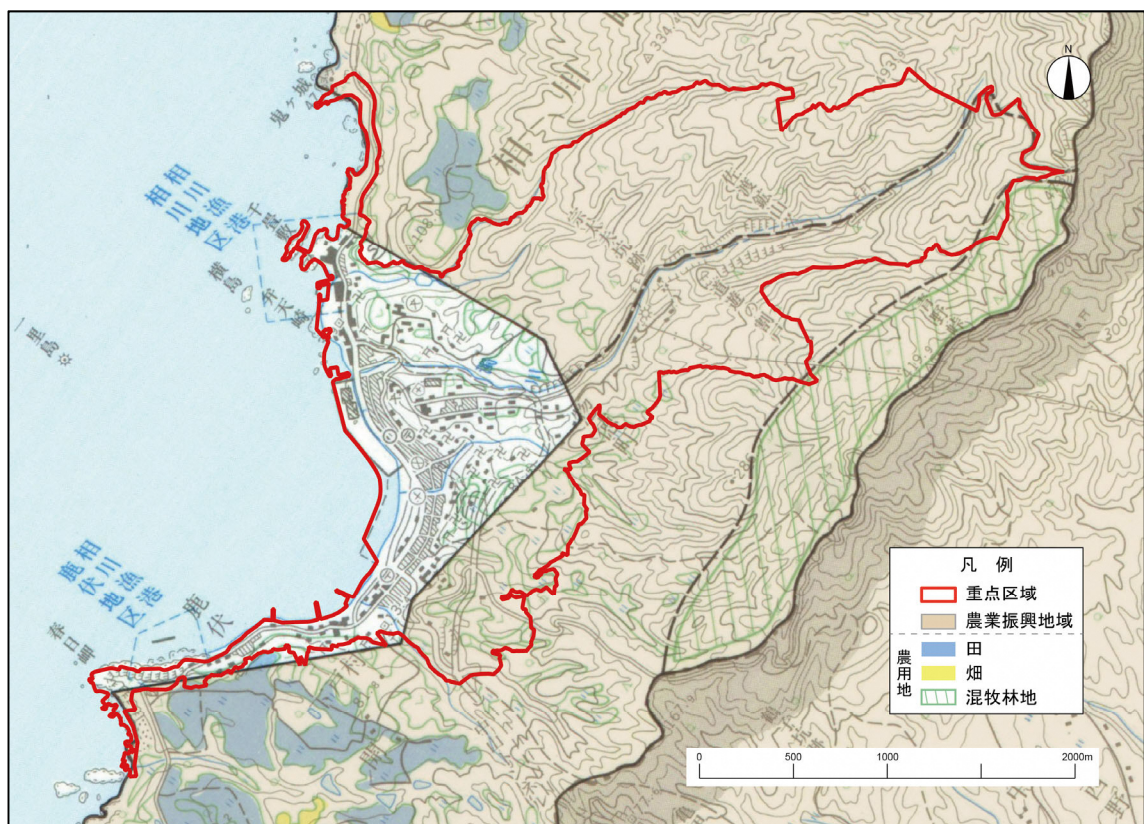
地域区分	許可が必要な行為	届出が必要な行為
第2種 特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③指定された高山植物等の採取又は損傷 ④鉱物や土石の採取 ⑤河川、湖沼の水位、水量の増減 ⑥指定された湖沼への汚水等の排出	①左記の行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している場合 ②非常災害のために必要な応急処置として左記の行為をした場合 ③木竹の植栽又は家畜の放牧(左記の⑪、⑬に該当するものを除く)
第3種 特別地域	⑦広告物の設置等 ⑧物の集積・貯蔵 ⑨水面の埋立等 ⑩土地の形状変更 ⑪指定された植物の植栽又は播種 ⑫指定された動物の捕獲又は殺傷、卵の採取又は損傷 ⑬指定された動物の放出(家畜の放牧を含む) ⑭屋根、壁面等の色彩の変更 ⑮指定区域内への立入り ⑯指定地域での車馬等の乗り入れ	
普通地域	-	①一定規模以上の工作物の新築、改築、増築 ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量に増減を及ぼす行為 ③広告物の設置等 ④水面の埋立等 ⑤鉱物や土石の採取 ⑥土地の形状変更 ⑦海底の形状変更

（6）農業振興地域の整備に関する法律との連携

本市では、旧 10 市町村単位で「農業振興地域整備計画」を策定しており、相川地域では、市街地のエリアと国定公園特別保護地区を除外した 19,060ha が農業振興地域となっている。

農業振興地域のうち、農用地では、重点作物である米、肉用牛、柿、しいたけを中心とした生産の拡大と経営の安定を図るため、地域における農業経営の実態を考慮しつつ積極的に生産基盤整備を推進し、可能な限り計画的かつ集団的な利用を行う。また、農用地区域を設定した土地については、その用途区分に応じた可能な限り高能率な農業経営ができる土地基盤整備を促進する。

重点区域内では、東部から北東部にかけて農業振興地域が設定されており、そのうちの一部が、主に木竹の生育に供され、併せて耕作、採草地又は家畜の放牧地として利用される混牧林地となっている。混牧林地においては、大佐渡山系に 720ha の混牧林地を設け、低廉な粗飼料確保に努めているが、さらに山林原野の適地に 386ha の混牧林地と 100ha の採草放牧地を確保し、生産の増大を目指している。これらの農業振興を継続しながら、今後も引き続き良好な景観の形成を図っていくこととする。



農業振興地域の設定状況